

官企1－52
平成27年10月23日

日本税理士会連合会
会長　神津 信一　殿

国税庁長官官房企画課長
吉井　浩

オンライン手続の利便性向上に向けた「財務省改善取組計画」の改定について

平素は、税務行政に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国税庁では、納税者の利便性向上と事務の効率化の観点から、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年４月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえて、平成 26 年９月に決定された「財務省改善取組計画」（改善取組計画）に基づき、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及及び定着に向けて、取り組んでいるところです。

この改善取組計画については、各府省において毎年度の実施状況の検証を行った上で、必要に応じて改定するものとされているため、別紙のとおり、平成 26 年度の利用状況や新たな取組を追加するなどの改定が行われましたのでお知らせします。

国税庁としましては、引き続き、改善取組計画に基づき、e-Tax の更なる利便性向上を図るとともに、一層の普及及び定着に向けて取り組むこととしております。

貴連合会におかれましては、各税理士会、各支部及び税理士の皆様に周知いただきますとともに、これまでと同様、e-Tax の普及及び定着に向け、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】
国税庁情報技術室　岩田、岸
電話：03-3581-4161(内 3617)

（別紙）

1　改定内容

改定後の改善取組計画は、別添「財務省改善取組計画（26年度フォローアップ実施後）」のとおりです。

なお、今回の改定内容は、次のとおりです。

○　様式１（「Ⅰ　改善促進手続名等」及び「Ⅱ　目標及び評価指標等」）

平成26年度の利用状況を追加するとともに、評価指標のうち「事務処理（削減）時間」を「国税申告手続の事務処理時間（所得税、法人税及び消費税）」に変更しています。

〔変更前〕

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明（内容、測定方法等）	目標（見込み）・達成時期、その前提条件等
事務処理（削減）時間	国税申告手続（所得税、法人税及び消費税（個人・法人））について、e-Taxを通じて、申告が行われたことにより、書面で提出された場合と比較して、削減される事務処理時間	対前年度比増加（毎年度）

〔変更後〕

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明（内容、測定方法等）	目標（見込み）・達成時期、その前提条件等
国税申告手続の事務処理時間（所得税、法人税及び消費税）	国税申告手続（所得税、法人税及び消費税）について、書面申告の事務処理時間（収受、入力、編てつ及び廃棄）	対前年度比減少（毎年度）

○　様式２（「Ⅲ　改善取組事項」）

今後、実施を予定又は実施することを検討している改善取組事項について、国税庁における検討状況等を踏まえて、内容の見直しを行うとともに、新たな取組を追加しています。

2　ホームページ公表

次のとおり、財務省ホームページ及びe-Taxホームページに掲載しています。

〈財務省ホームページ〉

「http://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/kaizentorikumi2015.html」

〈e-Taxホームページ〉

「http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_271021_torikumi_kaitei.htm」

（別添）

【様式1】

財務省改善取組計画

（26年度フォローアップ実施後）

策定年月日	平成26年9月18日策定、平成27年10月20日改定
分野又は業務名	国税分野
システム名	国税電子申告・納税システム（e-Tax）

Ⅰ　改善促進手続名等

番号	改善促進手続名	平成26年度 申請等件数	平成26年度 オンライン利用件数	平成26年度 オンライン利用率	25年度 オンライン利用率	24年度 オンライン利用率
1	国税申告手続（所得税）	18,053,766	9,536,950	52.8%	51.8%	50.4%
2	国税申告手続（法人税）	2,581,830	1,848,056	71.6%	67.3%	63.6%
3	国税申告手続（消費税（個人））	1,126,250	630,359	56.0%	53.5%	51.0%
4	国税申告手続（消費税（法人））	1,946,935	1,367,749	70.3%	65.9%	62.7%
5	国税申告手続（酒税）	42,157	38,303	90.9%	92.3%	93.0%
6	国税申告手続（印紙税）	135,382	85,083	62.8%	64.5%	63.9%
7	給与所得の源泉徴収票（及び同合計表）	3,639,262	1,796,095	49.4%	47.5%	77.7%
8	退職所得の源泉徴収票（及び同合計表）					
9	不動産の使用料等の支払調書（及び同合計表）					
10	不動産等の譲受けの対価の支払調書（及び同合計表）					
11	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書（及び同合計表）					
12	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書（及び同合計表）					
13	利子等の支払調書（及び同合計表）	87,057	25,335	29.1%	26.1%	10.1%
14	納税証明書の交付請求	1,431,894	83,663	5.8%	2.6%	1.5%
15	電子申告・納税等開始（変更等）届出	2,697,076	2,683,560	99.5%	99.5%	99.5%
	合　計	31,741,609	18,095,153	57.0%	55.6%	56.3%

（注）1　平成24年度のオンライン利用率については、国税庁における「業務プロセス改革計画」の実績値による（7～13の7手続については、平成25年度以降、分母の算定方法の見直しを行っている。）。

2　7～12の6手続については、合計表の提出件数に基づいて、利用率を算出している。また、6手続それぞれの合計表は、1枚の様式にまとめて記載することとなっているため、複数の手続に係る合計表が同時に提出される場合は、それを1件とカウントしている。

Ⅱ　目標及び評価指標等

目標及び評価指標等	目標及び評価指標等の説明（内容、測定方法等）	基準値	現状	目標（見込み）・達成時期、その前提条件等
e-Taxの利用満足度	自宅等からのe-Tax利用者に占めるオンライン利用に満足している人の割合 e-Taxに関するアンケート調査（毎年2月から5月に実施）において、e-Taxの操作性等の5段階評価で上位2段階評価を得た割合	73.3% （平成25年度）	74.2% （平成26年度）	75% （平成28年度）
国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	確定申告書等作成コーナー利用者に占める当コーナー利用に満足している人の割合 確定申告書等作成コーナーに関するアンケート調査（毎年1月から3月に実施）において、当コーナーで提供するサービス全般について、5段階評価で上位2段階評価を得た件数から、使い勝手に関する評価が低位である件数を減算し、有効回答数で除した割合	83.1% （平成25年度）	83.6% （平成26年度）	85% （平成28年度）

オンライン利用率（注1）					
	公的個人認証の普及割合等に左右される国税申告手続（2手続）	オンライン利用率が公的個人認証サービス（電子証明書付住民基本台帳カード）の普及割合等の外的要因に左右される国税申告手続（所得税及び消費税（個人））について、e-Taxを通じて、申告を行った件数が、総申告件数に占める割合	51.9% （平成25年度）	53.0% （平成26年度）	58% （平成28年度）
	上記以外の国税申告手続（4手続）	上記以外の国税申告手続（法人税、消費税（法人）、酒税及び印紙税）について、e-Taxを通じて、申告を行った件数が、総申告件数に占める割合	66.9% （平成25年度）	71.0% （平成26年度）	72% （平成28年度）
	申請・届出等手続（9手続）（注2）	申請・届出等手続（給与所得の源泉徴収票等（及び同合計表）（6手続）、利子等の支払調書（及び同合計表）、納税証明書の交付請求、電子申告・納税等開始（変更等）届出）について、e-Taxを通じて、申請等を行った件数が、総申請等件数に占める割合	57.7% （平成25年度）	58.4% （平成26年度）	62% （平成28年度）
ICT活用率（注3）（所得税及び消費税（個人））		国税申告手続（所得税及び消費税（個人））について、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成し、申告を行った件数（書面提出分を含む）が、総申告件数に占める割合	68.8% （平成25年度）	71.8% （平成26年度）	72% （平成28年度）
オンライン申請の受付1件当たりの費用		オンライン申請の受付1件当たりの整備経費と運用経費等の状況	433円 （平成25年度）	432円 （平成26年度）	対前年度比減少 （毎年度）
国税申告手続の事務処理時間（所得税、法人税及び消費税）		国税申告手続（所得税、法人税及び消費税）について、書面申告の事務処理時間（収受、入力、編てつ及び廃棄）	918,000時間 （平成25年度）	892,000時間 （平成26年度）	対前年度比減少 （毎年度）
備考		（注）1 オンライン利用率は、各手続の年間総申告件数から以下の事項を除いて算出を行う。 ① 国税申告手続（所得税・消費税（個人））：e-Taxを利用し、申告する環境にない地方収受分について、年間総申告件数から除く。 ② 国税申告手続（法人税）：清算中の法人は解散により企業としての活動が終結しており、また、休業中の法人には、解散相当の法人が含まれており、実態として企業活動が行われておらず、反復的又は継続的に申告手続を行わないため、年間総申告件数から除く。 ③ 国税申告手続（印紙税）：特定日に多量に作成されるものについて、年間総申告件数から除く。 2 給与所得の源泉徴収票等（及び同合計表）（6手続）及び利子等の支払調書（及び同合計表）の基準値は、分母の算定方法の見直しを行い、その数値により基準値を算定した。 3 ICT活用率は、e-Taxを利用し、申告する環境にない地方収受分について、年間総申告件数から除く。			

Ⅲ　改善取組事項　　【様式2】

分野又は業務名	国税分野	
改善促進手続名	国税関係15手続	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	【共通】 ・e-Taxを利用して申告等を行う場合に別途郵送等で提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えてイメージデータにより提出することを可能とする(継続・平成28年4月～)。 【国税申告手続(所得税)】 ・医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、添付を省略(継続・平成19年度～)。 ・所得税の申告において、登記情報提供サービスを利用した場合、申告時に当該サービスへの照会用の番号を送信することにより、登記事項証明書等の添付を省略(継続・平成19年度～)。 【国税申告手続(法人税)】 ・市販の会計ソフトで作成された財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なデータ形式へ変換することができる機能を提供(新規・平成28年4月～)。	
(2)本人確認方法の見直し	【共通】 ・税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、電子申告等を行う場合、納税者本人の電子署名を省略(継続・平成18年度～)。 ・個人の納税者が自宅からe-Taxを利用して申告等を行う場合、現在の電子証明書を使用する認証方式に加えて、新たな認証方式を導入(継続・平成29年1月～)。 【納税証明書の交付請求】 ・税務署の窓口でオンラインにより納税証明書の交付請求を行い、その場で書面により交付を受ける場合は、電子署名を省略(継続・平成24年度～)。 ・自宅等からオンラインにより納税証明書の交付請求を行い、税務署の窓口で書面により交付を受ける場合は、電子署名を省略(継続・平成25年度～)。	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	【共通】 ・e-Taxホームページで、e-Taxに関する情報提供を適時適切に行うとともに、システムや運用の改善等による重要な事項についても的確に周知(継続)。 ・ヘルプデスク等への問合せが多い事例について、e-Taxホームページに「よくある質問」を掲載するとともに、特に問合せが多い事例は説明用動画による案内を掲載(継続)。 ・タブレット端末等のスマートデバイス向けにe-Taxホームページを公開するとともに、情報提供の充実に取り組む(継続・平成26年6月～)。 ・メッセージボックスに格納するお知らせ情報について、内容の多様化を検討(新規・平成27年度～)。 【国税申告手続(所得税・消費税(個人))】 ・確定申告期は、個人の納税者向けの「よくある質問」が上位となるよう画面構成等を変更するなど情報提供の充実を実施(継続)。	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	【国税申告手続(所得税・法人税・消費税)】 ・e-Tax還付申告について、処理期間を原則、6週間程度から3週間程度に短縮(継続・平成18年度～)。 　特に、個人の自宅等からのe-Tax還付申告のうち、早期提出分(1月・2月提出分)については、2～3週間程度での還付処理を行う。 　なお、個人の来署によるe-Tax還付申告のうち、3月申告分については、3～4週間程度での還付処理を行う(継続・平成25年度～)。 【国税申告手続(所得税)】 ・地方税当局の申告書作成システムで作成された所得税申告等について、地方税当局から国税当局へ電子データで引き継ぐ(新規・平成29年1月～)。	書類不備等がある場合や別送書類の提出が遅れた場合には、左記処理期間内に還付できない場合がある。

3システムの利便性の向上	【共通】 ・e-Taxの利用に関するアンケートやユーザビリティ調査等における利用者の意見・要望等も踏まえて、操作性の改善やシステムの機能追加等を実施し、更なる使い勝手の向上に取り組む（継続）。 ・確定申告期以外の平日の受付時間を24時まで延長（継続・平成25年度～）。 ・e-Taxの操作等の問合せの電話窓口として、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」を設置（継続）。 ・e-Taxの仕様について、ソフトウェア開発業者向けに、e-Taxホームページで公開（継続）。 ・タブレット端末等のスマートデバイスから利用できる対象手続等の拡大（継続・平成26年6月～）。 【国税申告手続（所得税・消費税（個人））】 ・確定申告期について24時間受付を実施（継続・平成18年度～）。 ・確定申告期のヘルプデスクの受付時間の延長及び日曜日の受付を実施（継続）。 【給与所得の源泉徴収票等（及び同合計表）（6手続）・納税証明書の交付請求】 ・一部の申請・届出等について、e-Taxソフトをインストールすることなく、WEB上から作成・送信が可能となる機能を提供（継続・平成23年度～）。 ・WEB上で作成・送信が可能な法定調書について、1送信当たりの送信可能枚数の上限を拡大（新規・平成27年1月～）。 ・給与所得の源泉徴収票と給与支払報告書の一括作成・提出を可能とする仕組みについて検討（継続・平成26年度～）。	
4経済的インセンティブの活用	【納税証明書の交付請求】 ・オンラインにより納税証明書の交付請求した場合は、手数料を1税目1年度1枚370円（書面請求の場合は、400円）とする措置を実施（継続）。	
5普及啓発等	【共通】 ・各種説明会において利用勧奨を実施するとともに、関係民間団体等に対して協力依頼を実施（継続）。 ・国税局、税務署幹部による税理士等への個別勧奨を実施（継続）。 ・各種マスコミ媒体を活用して幅広く広報を実施（継続）。 ・職員の意識向上のため、事務計画等に織り込んで研修を実施（継続）。 【国税申告手続（所得税・消費税（個人））】 ・e-Taxの利用促進を図るため、確定申告書等作成コーナーでの申告書の作成を推進（継続）。 ・確定申告期以外においても、確定申告書等作成コーナー用パソコンを税務署の窓口に設置して、e-Taxの利用促進に取り組む（継続）。 【納税証明書の交付請求】 ・税務署の窓口で納税証明書の交付請求を行う納税者等に対して、チラシ等を交付して、納税証明書はオンライン請求可能である旨を周知（継続）。 ・電子納税証明書の受入れについて、地方公共団体及び金融機関等への働きかけを実施（継続）。	
6その他	・国等が手続主体となる国税及び地方税関係手続の積極的なオンライン利用について、各府省等に対して協力要請を実施（継続）。 ・将来的なe-Taxの義務化の方向性について検討（継続）。	